（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされ
いかされる新潟市づくり条例に係る意見交換会　議事録

日　時：平成26年6月4日(水)　午後7時から午後8時
会　場：北区北地区公民館
参加者：35名
事務局：障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員5名

１．開会

２．課長あいさつ
・障がい福祉課長あいさつ

３．条例検討会における取組みと中間とりまとめについて
・熊倉副座長、川崎委員による説明

４．意見交換
（司会）
それでは、今ほどの説明について、質問や確認したいこと等を含めて、皆様と意見交換の方、残された時間で進めていきたいと思います。
ご意見、ご発言のある方、手を挙げていただいて、ご発言の方、お願いしたいと思います。最初にお名前を頂戴してからご発言をお願いしたいと思いますが、どうぞいかがでしょうか？
（参加者）
視覚障がいの〇〇と申します。理解を求めるという点では、今豊栄地区では公民館と社協がご近所難民という集まりを毎月一回やっています。それで、そこにも障がい者がいつも10人ずつ位参加しているんです。そういう普通の人達との交流というのが、しっかりと出来ていて理解が広がっていくと私は思ってますので、そういうイベントの情報をしっかりと障がい者自身がキャッチしていくことが大切なんじゃないのかなと思っております。
（司会）
はい、ありがとうございました。
今のお話は、今すでに行われている身近な取り組みでしょうかね、そちらの方が一つでは有効ということで、それがもっと有効に使えるような情報の受けとめ方だったり伝え方だったり、その辺をこう何か上手くしていけば宜しいか、

というようなご意見かと思います。
　じゃぁもう一人の方、手が挙がりましたので、はい。
（参加者）
　自閉症で知的障がいをもつ母親です。
　いくつか意見と言うか、今自分が思っていることで宜しいでしょうか？
　今、理解を深めるということで、川崎委員の方からとても難しいお話だというのがあったのですが、実は、21 年度に各区で、地域福祉計画というのが出されたと思います。それで私、福祉計画の再検討のときにこういうふうに発言をしたんです。
　ある地区から、障がい者のことを分からない人が多いという意見があったので、私は障がい者のことが分からないんじゃなくて、障がいのことが分からない人が多いんじゃないですかと質問しましたら、意見が、「障がい者」となっていたので、障がい者だという話を聞きました。それで障がいに対することを知らないという段階から、一気に障がいの理解が深まると言うふうに、今回の条例を読ませていただいて書かれてあることに、非常に驚きましたし、またそこまで少し近づいたんだろうかというふうに思いました。
　それからいくつか聞きたいのですが、今お話を聞いていまして 13 ページのまとめのところに、サービス提供、教育、労働と書いておりますが、ここに医療というものがあります。先ほども話があったように、お医者さんに行ってお断りされるとか、お医者さんに行って入院は長くさせてもらえないとか、お医者さんに行って手術を断られるということが、私も子供が 40 歳になりまして、親も高齢になってきましたので、子供が病気になった時にどう対応したらいいんだろうかということが、今一番悩みどころなのですが、先ほどの説明の中には、医療の部分が入っていない。その辺、医療のことについても、差別はありますし、親の不安が大きい所なので、教育とか色々なものがある中で、医療っていうものを入れていただきたいと思います。
　それから 6 番の居住場所の確保っていうのが書かれてあるので、私は、これについてとても期待をしていますし、ここに明記されたことをとても嬉しく思います。
　実は私の息子は施設入所です。今、地域で生きるということが叫ばれている割に新潟市はグループホームという計画がなかなか進まないように思います。この条例により、グループホーム計画が新しい福祉計画の中で、大きく反映されることを願ってますので、6 番できちんと明記されたことを、親としては心強く思っています。
　4 ページの市の責務にある、取り組みを市と一体となって行うという言葉を私はとても気に入っています。他都市の条例では、協力すると書いてあるものを、

新潟市は市と一体となって行うときちんと明記されたことにまたまたここで期待をしています。
　意見ではなくて、知的障がいの子供をもつ親としての思いです。よろしくお願いします。
（司会）
　はい、大変ありがとうございました。
　いくつかお話いただいた中で、この案をご覧になっての感想であるとか、あと、期待すること等、お話をいただいております。その中で、一つ医療に関してのお話がありましたので、検討会の中で医療に関する議論がいくつかあったと思いますので、その辺ちょっと参考にご紹介いただければ宜しいのかなと思います。
　宜しいでしょうか？
（熊倉副座長）
　先ほども簡単に発言しましたが、条例検討会の中でも医師会の方がいらっしゃいます。医師法では、医師は患者は選べないことになっています。つまり医者は、いやあんたは儲からんから、別のとこへ行ってくれ。こういうことはできないということが医師法の精神として決まっています。現実動かずにじっとしていることができないということがあって、付き添いだとか、何か色んなことをしないとなかなか対応できないというような人がいるということも事実なので、そういう意味で手術をしてほしいと言ったときに、やりましょうという医療機関はなかなかないということが現実にあるわけです。それで、私たちの手をつなぐ育成会でも、今までもあった話なんですけれども、高齢化でそういうのが段々と切実になってきて、重要な課題の 1 つとしてとらえていますし、今本当に正直に思っているのは、医師会の方と言うか、医療機関の側が、私達がこういうことを言っているということに対して、情報を出して答えていくということが、これから必要だと思っています。
　現実の課題は、そういう事情をお互いに良く知って、その上でこうして欲しい、あぁして欲しいということで進むと思っていますので、そういう仕掛けはやっぱり具体的に作っていくことが大事かなと思っています。その芽がたまたま条例検討会の中で出た、例えば医療機関の方と検討会を一緒にしてこういうふうに思っています、どうですかって、向こうからまた詳しい説明が出てくるべきだと思って私も期待しております。
（司会）
　はい、ありがとうございました。今の部分はとりあえず宜しいでしょうか？他にありますでしょうか。
（参加者）

この条例についての意見ではないですが、教育のところで、前も市長と語る会で発言しましたが、特別支援学級、特別支援学校のネーミングについて、何で障がいをもっている子たちが学ぶところが特別扱いされているんだっていう、その辺の認識がその支援学校の先生でさえ分からない、市長でさえなんでっていう。それで市長にこの前変えられないのでしょうかと言ったんですが、国のきまりがあるから変えられないと。でも私の同級生で県の教育庁の友人がいます。彼が僕に言いました。これ首長が変えようと思えば、できることだそうです。ですから、みんなで頑張れば不可能かなと思っていることも可能になるんです。

やっぱり障がい者を特別扱いしないためにも、ネーミングをぜひ皆さんの力で変えてもらいたいなと思います。

特別扱いじゃなくて、当たり前というか、学ぶことが当たり前というそういうところから言わないとなかなかできないもの。専門支援とか専門支援学級とか専門支援学校とかそういうネーミングにすれば、一般の人達も専門にこうあれなんだなということが分かるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ皆さんにも考えてもらいたいです。

（司会）

はい、どうもありがとうございました。

特別という表現が一考すべきではないかというご意見だと思いましたので、承らせていただいて、当然関係の部署にも言って、はい、そのことも含めてご相談させていただきます。

あと、お手が挙がった方いらっしゃいますか？

はい、じゃぁすみませんその次宜しいでしょうかね、すみません。

（参加者）

身体障がい者の〇〇と申します。

一点、こういう場に出てくることがほとんど無くて、今日は誘われて来ました。

せっかくですので、私も何かと思いまして、新潟市の相談・紛争解決機関のお話を聞いてすごくいいなと思いました。

実際にちょっと嫌な目にあって、悔し泣きして眠れないみたいな場合、実際話を聞いてもらえるだけではなくて、解決に向けての機関が確立されていることが、すごくいいなぁと思ったんですが、逆に言うとすごくこれが固いイメージに感じられて、一般の人がすぐ裁判所に行かないというのと同じように、もっと軽い相談もできるよっていうのがみんなに伝わればいいなって思っています。例えば、こういう問題がよく、相談がいっぱい来ます、こういうふうな感じのことを改善されるといいですっていうのを、お店や事業者、健常者に分か

ってもらえるといいなって思ってます。相互理解を深めるっていう意味でも、例えば、一般の人が見る、県からのお知らせの欄に、もっとゆるく今月の障がい者みたいなコーナーを作って、こういう問題があって、こういうふうに解決しましたとか、逆に言えば私は身体障がい者、途中障がいで、障がい児のことや、知的障がいのこと、他のことは逆に何も分からないので、実際にそういう人達の間でも理解を深めるためにきちんとしたというよりも、もうちょっとゆるいようなコーナー、情報発信的なそスペースを市からのお知らせとか、もっと一般的な人が見るものに出していくのもいいかなって思います。以上です。

（司会）

はい、ありがとうございました。

今の具体的な提案を含めて、敷居の低い相談の仕組みというようなご意見だったかと思います。

せっかくですので今のお話に関連して委員の方、お話いただけますでしょうか？

（川崎委員）

大変いいお話をいただきました。この相談・紛争解決機関、イメージ図だけ見ますと、なかなか時間の関係で説明しきれなかったのですが、これは、事後、いわゆる差別を受けた、というものに対するイメージ図で固いのですが、もう一つ、まだこれは具体的に何をということではないのですが、このイメージ図の左の下の方に差別解消推進委員会、こういったものがあってもいいんじゃないですかというものが、検討会の中で挙がってきていて、ここに書かせていただいています。

事後ではなくて、事前、今〇〇さんの発言にあったような紹介を含めた形で、先手を取って何かしていけないかというイメージのこと、ただ、今は検討会で全てを決められるとか、そういうものではなくて、こんなことがやれるんじゃないでしょうかというものの一つとして、今ここで紹介をさせていただきましたが、検討会でそんな形のものをまた意見交換させていただいたり、取りまとめなどほんの一部ですけれども載せさせていただいています。こういったものを今後、最終取りまとめ、それから条例案という形の中で、どういうふうに反映できていくのかっていうのは、これからだと思いますので、大変いいお話をいただいたと思っております。ありがとうございます。

（司会）

はい、ありがとうございました。

宜しかったでしょうか？はい、すみません、お待たせしました。

（参加者）

一つ言うのを忘れました。さっき熊倉さんが話したように知的障がい、発達

障がい、うちは自閉の重い子供ですので、自らとか、自己決定というのができません。その辺をきちんと配慮していただかないと、この住むことについても自ら選んだわけ、自ら選んで入所施設に入ったわけではないというふうに書かれると、親としてはとっても辛いです。
子供には自己決定の力が、子供には申し訳ないのですが、うちの子供は、ないです。だから、その辺をもうちょっとわかって、何か親が責められるみたいでとても辛い気持ちになります。すいません。
（司会）
　はい、ありがとうございます。
　はい、また今の貴重なご意見として承らせていただきたいと思います。
　他にいかがでしょうか？はい。
（参加者）
　左半身に障がいのある〇〇です。
　川崎さんの最後まとめのところで、サービス提供、教育、建物の整備という部分ですけど、僕は2年前に車の免許を取ったんですけど、自分で運転してて、駐車場に入ったときに障がい者用の駐車場があって、新潟市は思いやり駐車場があることを数年前に知って、ずっと利用しているんですけど、でもそこに健常者の方が止めるというのがあって、僕自身もスーパーに行ったときに、そこに入ろうとしたときに、健常者の方がそこに入ってずっと降りないで携帯を持っていたりとかいう事例があって、すごく悔しかったんですけど、そういうのを無くすものにして欲しいなっていうのは、僕自身あります。後は、建物の整備としては、僕は左下半身が使えないので、例えば、上る方だけに手すりがあったとしても、下りる方に手すりがないと階段が使えないっていうことがあるので、建物の場合は上る方だけじゃなくて、下りるほうにも手すりをつけて欲しいっていう希望があります。以上です。
（川崎委員）
　今ほどの話についてですが、これからも検討は続くわけですけれども、そこに大変いいお話を2ついただいたと思っております。
　思いやり駐車スペース、これについてはマスコミにも取り上げられ、周知が図られていても、これが現実であります。そういう意味で、尚一層理解を深める、そのための取り組みが必要ということです。これは、当然、駐車場を利用される方々もその通り、そして駐車場を提供する方々もその通り、そういった取り組み、どう取り組むかというところが一番の大きなところ。仰る通りだなというものをどう取り組んでいくかっていうのをまさに条例を作ったら具体的に取り組んでいく、そのための条例になることが望ましいという思いを込めているつもりです。

そしてもう一つ、お話をさせていただきたいなと思うのは、手すりのことですよね。これも、ちょっと考えて配慮をすればできる部分。仰った通りだと思うんですよね。これらは本当に配慮、合理的配慮ということで申し上げると、その中に入ってくる。そういったものを具体例として積み重ねていく、そういった活動をしていく条例ができていけば、その条例に基づいたそういった活動ができていくということになるんだろうということを期待しておりますし、その中でおそらく今いただいたものを市の方でも聞いていますし、私達検討委員もお聞きさせていただいたので機会を見ながら、それをまた盛込めるような話、具体的な中身ですよね、こういったものをまた事例として紹介していけるようなことができればと思います。ありがとうございました。

（司会）

はい、ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか？はい。

（参加者）

肢体不自由の〇〇です。

以前、豊栄の文化会館を作る業者との話し合いのときに感じたことですが、業者の方が、ユニバーサルデザインの立派な施設を作る、しかも、受付までは、点字ブロックを敷いてあると。それから先はない。受付に来たらご案内申し上げますと。例えば、トイレに行くとき、いちいち受付に行って「トイレを貸して下さい」って言って、行けるか。便利がいいってことは、便所に行くのが非常に利用しやすいという意味ではないかと私は思っているんです。

それから、ユニバーサルデザインのプロムナードを作る。それを飛び石でやる。言葉と現実が合わないんです。万人向けの、プロムナードを作るはずなのに、飛び石のものを作って、そこを障がい者が歩いたら、歩けない。車椅子は通れない。老人はあそこを歩いたら、もっと悪くなってくるだろう。すり足で歩いている人が、飛び石を飛び越えて歩けるような状況になるはずがない。

業者さえそういうことを理解していないようなことがあったりして、非常に虚しさを感じたんですけれども。そういうことが、これから無くなっていくんじゃないかと思うんだけども、つい先日、私、全国の身体障がい者の大会に行ってきたんですけど、その中でこの権利条約っていうのは、はっきり言えば黒船が日本に上陸したみたいなもんだと。だから国際基準でなければ、外務省はこれを 1 年か 2 年の間に毎年報告しなければならない。国連を通して報告しなければならない。そしてよそから批判を受けるようなものを作らないようにしたいんだと、いうことを言うわけですよ。

そして、アジアで最初の、権利条約を結んだのは日本であると。日本がアジアで最初に結んだのであれば、当然、アジアの先進国として、その責任を負わ

なければならないんだから、要するに国際基準の、障がい者のための権利条約を権利ができなければ、日本も今まで障がい者を大事にしてきたつもりだろうけども、そういう基準じゃないんだと、もっともっと先のことを考えている基準なんだという話で私も聞かせていただいて、なるほどと思ったんですけども、そうしていくと、新潟基準や豊栄基準じゃダメなんだということなんです。

そういうことが、これから言われようとしている。だから、外国に行った人とか、ちょっと先進地へ行った人が見れば、どこへ行ってもこれはバリアフリーなんです。

新潟へ来ると、バリアフリーどころの騒ぎではないんですね。駅に行ってもバリアフリーになっていないし、どこへ行ってもなっていない。

さももっともらしいことになっていますけど、実態が伴っていない。そういうことがこれからなってくるだろうし、例えば私ハワイへ行ったときに、飛行場に入るときは厳しかったけども、一旦入ってしまうと、障がい者は先頭に来て、先にさっさと飛行機に乗せて、あなた方に一番いいところ、出やすいところに席を取りなさいという。妊娠している女性とか、障がい者を最初に乗せてくれる。それがアメリカの基準なんだと。

我々は何も障がい者を優遇するとかさ、差別するとかそういうことじゃなくて、そういうことなんだという話を聞きましたけれども、やっぱり日本もこれからそうなってくるだろうし、アメリカより進んでいる北欧の方はもっとバリアフリーが進んでいるんだと。

そして、日本で使われていない機械機器が、北欧に行くと、盛んに使われていて、目の不自由な人や耳の不自由な人のためになっているし、色んなところでそれが使われていると。そういう話を聞いて、何でこの色んなものを作る日本が、使わないうちに外国がさっさと使って、それが障がい者のためになる。そんなようなことをお聞きして、やはり、もっともっと、我々も声を大にしていかなければならないと。新潟基準じゃなく、国際基準の障がい者のための条例ができるように望みたいと思っております。宜しくお願いします。

（司会）

はい、ありがとうございました。

バリアフリーが非常に遅れていると、国際レベルのものが必要ではないかと。視点が伴っていないというようなお話を伺ったかと思います。ありがとうございました。

時間もだいぶ経ちましたので、あとお一人かお二人、新しいお話でも良いですし、今まで出てきたものについての考え方ですとか、こういう感想を持ちましたというようなお話でも結構かと思いますので、まだご発言のない方で、どうでしょうか？

はい、最後にさせていただきますので、はい、どうぞお願いします。
（参加者）
〇〇です。
今まで聞いたお話、障がいをお持ちの方、保護者の方、非常に参考になるお話で、私たち支援する立場としましては、今のお話を聞いて、地区に帰りまして民生委員の人達に話をして、こういうことですよということをお話したいと思います。
それで、地区のイベントと共に障がいに関するパネル等の貸し出しができるようなものがあれば、年に何回あるか分かりませんけれど、そのような機会があれば、もっと広く理解していただけると思いますので、ご用意していただければ、展示できるように交渉したいと思いますので、宜しくお願い致します。
（司会）
はい、ありがとうございました。
最後は心強い応援のご意見だったと思います。そのお話を含めて、障がい福祉課長より最後にお話申し上げます。
（障がい福祉課長）
はい、今日は皆さん予定時間を過ぎて、色んなたくさんのご意見をいただきまして、ありがとうございました。
今日いただいたご意見は、必ず再開する検討会の中で議論の土台にあげたいと思っております。
〇〇さん、今パネルにつきましては、ぜひまたご相談いただければ、うちで展示しない期間については貸し出すことが可能だと思いますので、たくさん使っていただきたいと思いますので宜しくお願いします。
今日は本当に色んなご意見をいただきまして、また、我々も勉強になる部分もありました。本当にありがとうございます。
条例に対して、いくつかご質問の中にありましたけれども、条例は作って終わりではないと思ってます。いかに多くの市民の方に理解していただいて、かつ、お互いに駐車場の話もありましたが、思いやっていけるかが大事な部分だと思っていますので、今後また色々条例作り、また作った後の啓発・PR も含めて、皆さんにご意見をいただきながら進めていきたいと思いますので、今後とも宜しくお願い致します。
どうも、今日は大変ありがとうございました。

５．閉会

（司会）

それでは、以上で終了とさせていただきます。
どうぞ皆様お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。